

令和4年度定期監査結果報告書（第3次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和4年度定期監査（第3次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和4年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

健康推進課

| 指摘事項・内容 |
|--|
| (1) 支出負担行為について ① 予算繰越となった委託業務において、支出負担行為伺書は令和2年度、支出負担行為決議書は令和3年度になっている事例が見受けられた。 ・新型コロナワクチン接種券発送に関わる印刷及び封入封緘の業務について |
| 原因 |
| 予算繰越をおこなう前に負担行為伺書を作成し、決裁を得ているため、予算繰越後も有効なものであるとの錯誤と思われる。なお、財務会計システム上、伺書は作成していると思われるが、事務担当者の認識誤りにより、改めて負担行為伺書に決裁を受ける必要がないと判断したことが原因と思われる。 |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 令和4年度以降は、会計年度独立の原則に則り、適切に事務処理をおこなっている。 |

| 指摘事項・内容 |
|---|
| (2) 委託及び契約事務について ① 物品購入において、契約書のない事例が見受けられた。御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第8条及び第9条第1項第2号の規定に基づき、5万円以上30万円未満の物品の場合は契約書又は請書の作成が必要である。 ・物品購入（レスキューセット、駆血帯 ノンラテックス） 106,194円 他1件 |
| 原因 |
| 購入した物品の性質上、備品購入費ではなく消耗品費で購入している。消耗品として購入しているため、購入金額に関わらず契約書や請書が不要であると、事務担当者の認識誤りにより判断したことが原因と思われる。 |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 令和4年度以降は、御所市契約規則に則り、購入金額に応じた契約書や請書を締結し、適切に事務処理をおこなっている。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| <p>(2) 委託及び契約事務について</p> <p>② 令和4年3月31日の支出負担行為決議書で減額している変更契約の契約日が令和4年1月30日になっている事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施及び会場運営の業務委託の変更契約（減額）について（新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務委託） |
| 原 因 |
| <p>業務委託先より業務完了届は令和4年1月31日に提出されており、発注者側の検収報告書も同日に作成しているが、令和4年1月30日時点での変更契約締結にかかる支出負担行為決議書兼契約締結伺（更正分）の起票を失念しており、年度末の令和4年3月31日に減額更正処理をおこなったことが原因と思われる。</p> |
| <p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p> |
| <p>令和4年度以降は、御所市契約規則に則り、遺漏のないよう、適切に事務処理をおこなっている。</p> |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| <p>(3) 補助金・助成金交付関係について</p> <p>① 一般不妊治療費用助成金において、助成の額に誤りがある事例が見受けられた。要綱に基づくと最大5万円で治療費用の1/2を助成することになっているが、治療費用のほとんど満額を助成していると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療費用助成金（令和4年3月2日申請分） |
| 原 因 |
| <p>要綱記載の治療費用の1/2助成（最大5万円）については、十分認識していたと考えられるが、事務処理、決裁過程での確認漏れ及び認識誤りが原因であると思われる。</p> |
| <p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p> |
| <p>助成金算出誤りの経緯を対象者の方にご説明し、令和5年4月3日付で過払い分の戻入処理を完了している。</p> <p>5万円未満の申請であったとしても、あくまで対象費用の1/2助成であることの認識を徹底して参りたい。</p> |

高 齢 対 策 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| <p>(1) 補助金・助成金交付関係について</p> <p>① 県費補助事業において、事業の支出は3年度であるが、補助金の収入は4年度になっている事例が見受けられた。会計年度独立の原則から当年度の歳出は当年度の歳入で賄うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度奈良県介護保険低所得利用者対策事業費補助金 |
| 原 因 |
| <p>従来より次年度歳入で処理されており、前任者からの引継ぎもあり、5月30日に調定するため次年度の歳入になると認識誤りをしていたため。</p> |
| <p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p> |
| <p>令和4年度より当年度で調定処理を行います。</p> |

福 祉 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| <p>(1) 郵便料について</p> <p>① 郵便受払簿に記載された残額は9,793円であるが、残額を確認したところ12,793円となり、3,000円の誤差が生じている。そのため、戻入額においても3,000円の誤差がある。</p> <p>・ 郵便受払簿 資産調査</p> |
| 原 因 |
| <p>郵便払受簿については、前渡金で出納室から出金を受け、事前に切手をまとめて購入する運用をしていたが、現金残高と切手残高を分けて記載せず、郵便物の発送により切手を使用する毎に使用金額を記載して残高を差し引いていた。このため、期末精算時に現金残高のみ計上したこと未使用切手分3,000円が精算されずに戻入金額と郵便払受簿記載金額に相違がでた。</p> |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| <p>郵便払受簿を現金残高と切手残高に分けて記載することで、期末精算時に切手残高の精算漏れを防止できるように様式を変更した。また、残高については支払い毎に所属長に確認することを徹底し記載漏れを防止する。</p> <p>R 3 郵便料の精算漏れについては過年度戻入できないため、R 4 年度の郵便料で未使用切手を使用していたこともあり、R 4 年度の郵便料からR 4 年度雑入でR 3 未精算分である3,000円を調定した。</p> <p>R 4 年度以降の郵便払受簿については、期末精算時に未使用切手が残っている場合は、次年度前渡金から相当金額分を出納室で差し引いて受け取ることで精算とする。</p> |

子 育 て 推 進 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| <p>(1) 補助金・助成金交付関係について</p> <p>① 補助金において、変更申請はなかったが、実績報告に基づき当初の交付決定額を超える補助金を交付している事例が見受けられた。</p> <p>・ 御所市子ども食堂応援補助金（大正フレンドサークル.NET）</p> |
| 原 因 |
| <p>実績額が補助限度額内であったため、実績報告の提出前に実績に基づいた変更申請を求めなかったため。</p> |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| <p>以後の補助申請については、御所市補助金規則のとおり、変更申請を求め、増額した確定通知をもとに交付いたします。</p> |

市 民 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|---|
| (1) 委託及び契約事務について ① 長期継続契約の契約書に御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に規定する条件付解除条項が記載されていない事例が見受けられた。なお、元契約書にも記載がなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用保守サービス業務委託契約書（戸籍副本データ管理システム） ・再賃貸借契約書（戸籍システム構築業務及び賃貸借一式） ・再賃貸借契約書（戸籍システムクライアント機器構築業務及び賃貸借一式） |
| 原 因 |
| 契約書作成時の確認不足であった。 |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 今後、契約書作成時に、記載漏れのないように確認を徹底する。 |

地 域 協 働 安 全 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (1) 書類関係について ① 永年保存文書が5年保存・10年保存のファイルに綴られている事例が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> 〈5年保存ファイル〉 <ul style="list-style-type: none"> ・動産の買入れについて ・「奈良県広域消防組合規約」の変更にかかる議案上程について 〈10年保存ファイル〉 <ul style="list-style-type: none"> ・葛城台連合自治会からの要望による話し合いについて |
| 原 因 |
| 事務処理の誤り。 |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 書類を再点検し、適切なファイルに保存しました。今後も書類の適切な保存に努めます。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|---|
| (2) 補助金・助成金交付関係について ① 補助金の算定に際して、補助対象経費ではないと思われる費用を含めて補助金の額を算定している事例が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度御所市自治会連合会補助金の交付について |
| 原 因 |
| 補助金対象経費の認識の相違。 |
| 改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 指摘を受けた補助対象経費について再度精査し、補助対象外経費と判断したものの補助金相当額について返還とし、令和4年度補助金精算において調整しました。 |